栃木県新型コロナ警戒度基準

○警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）を設定
　⇒各指標の推移（変化のスピード、増減の傾向）や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを**総合的に判断**し、感染状況の特徴に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止
　　※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は２週間程度の推移を観察。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

			警戒度レベル					備考	
			国(県)ステージ4（緊急事態措置）	国(県)ステージ3（まん延防止等重点措置）	県版ステージ2.5「厳重警戒」	県版ステージ2「感染注意」	県版ステージ1「感染観察」	現在値（R3.3.4）	過去最大値
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率※1	**50%以上**	**20%以上**	**15%以上**	**10%以上**	**10%未満**	13.5%	60.5%（R3.1.15）
		重症病床使用率※1	**50%以上**	**20%以上**	**15%以上**	**10%以上**	**10%未満**	2.2%	45.7%（R3.1.18他）
	人口10万人あたりの全療養者数		**25人以上** ※実数：484人以上	**15人以上** ※291人以上	**5人以上** ※97人以上	**2.5人以上** ※49人以上	**2.5人未満** ※49人未満	5.3人 ※103人	57.1人 ※1,105人 （R3.1.12）
監視体制	検査陽性率※2		**10%以上**	**10%以上**	**5%以上**	**3%以上**	**3%未満**	1.6%	11.0%（R3.1.12）
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数※2		**25人以上** ※実数：484人以上	**15人以上** ※291人以上	**5人以上** ※97人以上	**2.5人以上** ※49人以上	**2.5人未満** ※49人未満	2.8人 ※54人	47.2人 ※913人 （R3.1.10）
	新規感染者数の直近1週間と先週1週間の比較		**1.0超**	**1.0超**	**1.0超**	**1.0超**	**1.0以下**	0.8	5.2（R3.9.15）
	感染経路不明割合※2		**50%以上**	**50%以上**	**40%以上**	**30%以上**	**30%未満**	38.9%	85.7%（R2.9.6）

※１：最大確保病床数に対する割合　　※２：直近１週間の状況

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	**爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階** 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。	**【緊急事態措置として講じうる措置】** ・事業者に時短要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・県民に外出自粛要請 ・イベント開催制限～停止 など ※国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 (まん延防止等重点措置)	**感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階** ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	**【まん延防止等重点措置として講じうる措置】** ・事業者に時短要請(命令、過料(20万円)) ・県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・イベント開催制限 など ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版 ステージ2.5 「厳重警戒」	**感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階** クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は避けることを要請 ・県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版 ステージ2 「感染注意」		・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版 ステージ1 「感染観察」	**感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階**	**<u>各ステージ共通事項</u>** ・県民に対して感染リスクが高まる「５つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・感染状況に応じたイベント開催制限（イベント開催時の必要な感染防止策に留意）

警戒度レベル県版ステージ2「感染注意」における対応

※下線部が変更点

①　区域　栃木県全域

②　期間　令和３(2021)年３月８日（月）～４月４日（日）※終期は予定。状況を見て判断。

③　実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第９項）

- **感染拡大地域（緊急事態措置区域及び重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討**することを要請
- **マスクの着用、換気をはじめ、３密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底**を要請
  （「**会話する＝マスクする**」**運動**を展開）
- **感染リスクが高まる「５つの場面」での注意**を要請（特に、大人数の会食は控えるよう注意）
- **体調が悪い場合は、仕事は休む**よう要請
- **施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける**よう要請
- **外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる**よう要請
- **歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、自粛する**よう要請
- **ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底する**よう要請

●事業者に対する協力要請

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組**を要請（特措法第24条第９項）
  特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- **職場関係の大人数の会食を控える**ことの働きかけを実施
- 「**新型コロナ感染防止対策取組宣言**」の実施を要請（特措法第24条第９項）
- **テレワーク等の推進、オンラインビジネスの推奨**

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

※催物（イベント等）の開催に関する協力依頼はすべて変更

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

① 全イベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を、主催者等が徹底するとともに、参加者も十分理解すること。
② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと。

①,②を満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。（それ以外は、人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さい方とする。）

＊全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断

■収容率

大声なし※1　100%以内
大声あり※2　50%以内

※１　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
※２　大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち収容率は50%を超える場合がある。

■人数上限

5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

※収容率要件又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。
※その他の要件の詳細は、令和３年２月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」１．（３）①のとおりとする。
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
https://corona.go.jp/news/

【GoToEat事業】

GoToEat食事券の新規発行の一時停止及び利用自粛の呼びかけについては、３月７日までとする。ただし、当面の間、食事券を利用する際は人数制限「４人（子ども、介助者等を除く。）以下の単位とする（同居家族のみの場合はこの限りでない。）」を条件とする。

イベント開催時の必要な感染防止策　①

別紙

（1）徹底した感染防止等（収容率50％を越える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低２m）
（2）基本的な感染防止等		
③	①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は１席(立席の場合１m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策　②

⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「接触確認アプリ（COCOA）」ダウンロードや「とちまる安心通知（栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート）」のLINE友達登録促進 ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ＨＰ等で公表
（３）イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50％のいずれか小さいほう）による場合であっても「(２)基本的な感染防止等」及び「(３)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと